

令和8年度販売分〔随意契約〕
盛岡市土地区画整理事業

太田地区

宅地〔保留地〕分譲のご案内

申込受付 令和8年3月18日(水)から



お問い合わせ・お申し込み



盛岡市

都市整備部 市街地整備課 業務補償係

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2

TEL : 019-639-9056 FAX : 019-639-9059

区画整理事業 / 保留地売却情報

盛岡市公式ホームページ

<http://www.city.morioka.iwate.jp/>

・区画整理事業

広報ID:1010164

・太田地区保留地売却情報

広報ID:1008685

宅地[保留地]分譲情報



※ 保留地への車両の乗り入れは禁止しております。

※ 見学する際は周辺状況に注意してください。

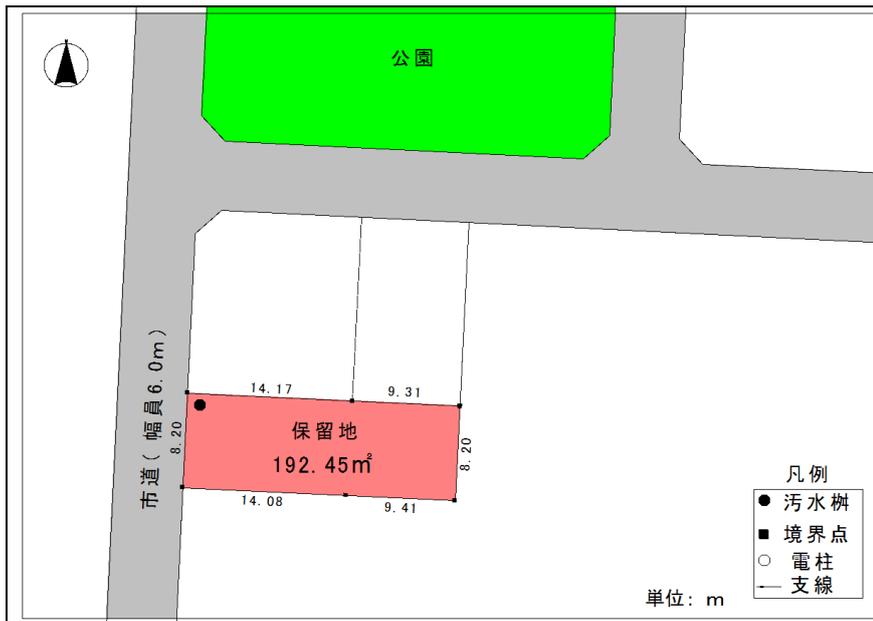
※ 坪面積は、坪換算：1㎡=0.3025坪とし、小数点以下を四捨五入して表示しています。

※ 坪単価は、価格を坪面積（上記計算による）で割り返した数字を千円単位で切上して表示しています。

保留地 番号	街区 番号	画 地	地 積		単 価		価 格	建ぺい 率	容積率	用途地域
			㎡	坪	円/㎡	千円/坪				
7-3	126	21	192.45㎡	58坪	68,900円/㎡	229千円/坪	13,259,805円	50%	80%	第一種低層住居 専用地域
7-4	130	9	252.11㎡	76坪	71,700円/㎡	238千円/坪	18,076,287円			
7-5	131	7	162.34㎡	49坪	69,600円/㎡	231千円/坪	11,298,864円			

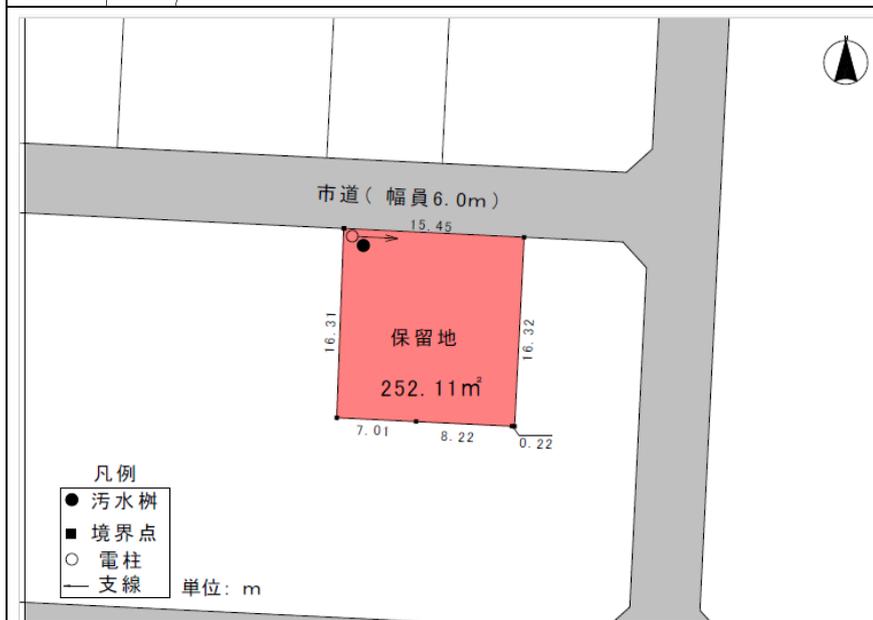
- 上水道／盛岡市水道（施工費用は契約者負担となります。）
- 下水道／盛岡市公共下水道（下水道負担金は契約者負担となります。）
- 電気／東北電力㈱
- 都市ガス／盛岡ガス㈱
- 施行者・売主／盛岡市

画地詳細



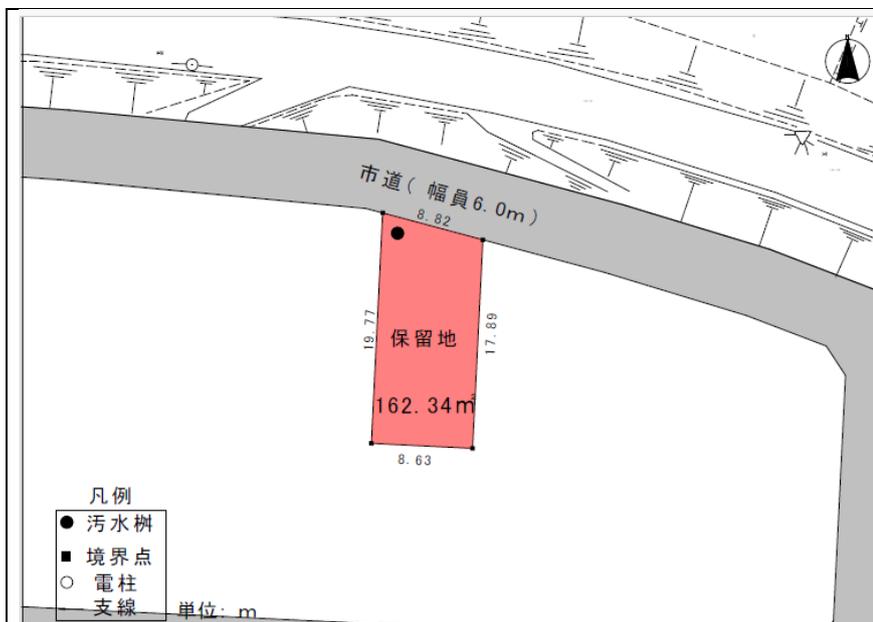
保留地番号 7-3

- 所在 126 街区 21 画地
 - 面積 192.45 m²
 - 価格 13,259,805 円
 - 単価 68,900 円/m²
 - 建ぺい率 50%
 - 容積率 80%
 - 用途地域 第一種低層住居専用地域
 - 都市再生特別措置法
盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域内
〃 都市機能誘導区域外
- ※上水道/盛岡市水道（施工費用は契約者負担）、
下水道/盛岡市公共下水道（下水道負担金は契約者負担）、電気/東北電力㈱、都市ガス/盛岡ガス㈱



保留地番号 7-4

- 所在 130 街区 9 画地
 - 面積 252.11 m²
 - 価格 18,076,287 円
 - 単価 71,700 円/m²
 - 建ぺい率 50%
 - 容積率 80%
 - 用途地域 第一種低層住居専用地域
 - 都市再生特別措置法
盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域外
〃 都市機能誘導区域外
- ※上水道/盛岡市水道（施工費用は契約者負担）、
下水道/盛岡市公共下水道（下水道負担金は契約者負担）、電気/東北電力㈱、都市ガス/盛岡ガス㈱



保留地番号 7-5

- 所在 131 街区 7 画地
 - 面積 162.34 m²
 - 価格 11,298,864 円
 - 単価 69,600 円/m²
 - 建ぺい率 50%
 - 容積率 80%
 - 用途地域 第一種低層住居専用地域
 - 都市再生特別措置法
盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域外
〃 都市機能誘導区域外
- ※上水道/盛岡市水道（施工費用は契約者負担）、
下水道/盛岡市公共下水道（下水道負担金は契約者負担）、電気/東北電力㈱、都市ガス/盛岡ガス㈱

共通事項

申込み受付

- 受付期間 令和8年3月18日(水)から
 - 受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除く)
 - 受付場所 盛岡市都市整備部市街地整備課(担当:業務補償係)
〒020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2 [盛岡市役所都南分庁舎2階]
- * 申込みが同着となった場合、簡易抽選を行って先着を決定します。

申込みに必要な書類

- 保留地買受申込書 ※共有の場合は、連名により申し込んでください。
 - 印鑑登録証明書
 - 身分証明書(本籍地の市区町村長が発行するもの。) } 共有の場合は、共有者分も提出が必要です。
 - 誓約書
 - 委任状及び書類持参者の身分証 ※窓口へ申込者以外が書類持参する場合に必要です
- * 法人の場合は保留地買受申込書、印鑑証明書、誓約書、委任状の提出となります。
- * 印鑑登録証明書(印鑑証明書)及び身分証明書は、発行後3か月以内のものを提出してください。

申込者の資格等

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。
 - 破産者にあつては復権を得た者であること。
- * 転売を目的とする方の申込みはできません。**
- 例: 建売のため購入する、駐車場等整備して売却する 等。
- * 申込者以外の方が、保留地売買契約者となることはできません。**
- 共有名義で保留地を買受けされる方は連名でお申込みください。

売買契約の締結等

- 申込者には売買契約の締結にあたり、契約金額の10%以上を契約保証金として納付していただきます。
- 売買代金は売買契約締結日から20日以内に納付していただきます。

その他

- 必ず現地確認の上お申し込みください。工事中につき、周辺状況に注意して見学ください。
- 土地は代金完納後から使用することができます。地盤調査等建築前の検査も同様です。
- 土地は現況のままお引渡しいたします。電柱の位置等も確認ください。
- 所有権移転の登記は土地区画整理事業の換地処分後に施行者が行いますが、この登記の際に必要な費用は所有権の移転登記手続きを行う時点で、購入者に負担していただきます。
- 保留地に係る全ての権利は、契約締結の日から換地処分後の所有権移転登記が完了する日(この期間が5年未満のときは5年間)まで譲渡することはできません。
- 金融機関等から融資を受け購入資金に充てられる方は、申込み前に金融機関へ御相談のうえお申し込みください。契約締結後に融資の都合で購入を辞退された場合、契約保証金はお返しできませんので御注意ください。